

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和7年3月7日（金）
会議時間 13時56分開会 14時42分閉会
- 2 会議場所 役場3階 第1委員会室
- 3 出席議員 委員長：橋本晃明
委 員：只野敏彦、田村幸紀、川上 均、深沼達生
議 長：山下清美
- 4 事務局 事務局長：大尾 智、次長兼総務係長：川口二郎
- 5 説明員 総務課長：神谷昌彦、総務課長補佐：野々村徹、
行政管理係長：岩橋啓太
- 6 議 件
(1) 令和7年第2回町議会定例会の運営について
(2) その他
- 7 会議内容 別紙のとおり

【開会 13:56】

(1) 令和7年第2回町議会定例会の運営について

委員長（橋本晃明）：只今より議会運営委員会を開催する。本日はまず第2回定例会の運営について予定議案の確認をしてまいりたいと思う。執行側より、前回の議運開催以後の提出議案等の変更、追加、取りやめなどあるか。

総務課長（神谷昌彦）：前回の議運の後から追加になった部分について報告させていただく。まず専決処分の報告ということで、損害賠償の額の決定及び和解についてということで、2月4日の大雪の除雪の際に除雪車が除雪中に車に接触して損害を与えたということで、それについて和解が成立したので、その損害賠償の額の決定及び和解について報告させていただく。それに合わせて専決処分の承認を求める件についてということで、一般会計補正予算、先ほどの損害賠償の賠償金と合わせて、昨日の雪により、除雪費が不足するということになったので、それを合わせて専決処分をさせていただいたので、その承認を求める補正予算について提案をさせていただきたいと思う。併せて、先日お配りしていた令和6年度の一般会計補正予算であるが、今回の専決処分で補正予算があったので、それにより補正の番号と予算総額が変更になったので、当日、既に提出している一般会計補正予算について、差し替えをさせていただきたいと思うのでよろしくお願いします。

委員長：次に議会提案の方の変更などはあるか。

議会事務局長（大尾 智）：陳情請願等について特に追加等出ていないのではない。

委員長：ここまでで、皆さんから何か質疑等あれば。

議会事務局長：専決処分の報告、それから専決処分の承認の議案と補正予算の差し替えは、当日配布ということでよろしいかどうか確認していただきたい。

委員長：今説明があった分についてはいずれも当日配付、そして差し替えということでよろしいか。

（「はい」との声あり）

委員長：第何号というのも変わってくるということもあるので、後からまた説明する場面があると思う。次に一般質問の確認を行いたいと思う。本日12時までに質問のあったものは、8名の議員から17項目の通告があった。答弁書の提出希望は通告の行った全議員である。若干休憩を取って、通告内容について皆様に見ていただきたいと思います。暫時休憩する。

【休憩 14:00】

【再開 14:04】

委員長：休憩前に引き続き会議を開く。内容確認していただいた上で何かあるか。

川上委員：只野議員の質問であるが、これ人事権の問題である。人事権の問題については私もこの間何度かしたことはあるが、これは非常にデリケートな問題であって、議員が人事に介入するのは、公正な行政執行を妨げる上で、そういう意味では人事権というのはきちんと保障されているものだと思う。そういう部分で質問の内容は適正ではないと考えるが、議長と事務局の見解を伺いたいと思う。

山下議長：まず私からであるが、通告を受けた中でここに書かれている部分で、町民からどうなっているのだということでは言われているということについて只野議員からこういった質問をしたいということでは言った。それで、人事介入という部分もあったけれども、役場の刷新という部分の具体的な何を指しているのか、また刷新ということで、その法的な部分はどうか。そして町民の声、これは具体的にどうなのかという部分で、人事に関して深入りするという部分ではないと思ってこのまま受けたところである。

議会事務局長：今、議長の話されたとおりである。特に（２）の部分は確認をしたいという話だったので、そのとおりだと思う。

川上委員：（２）については特にこれは法的に問題ないので、はっきり言ってこういう質問はどうなのかなと思うし、これを許せば職員１人１人の人事に関しても、本当にどうなのだという質問が可能になってしまうということでは、これは行政と議会との関係性を考えたときに問題ではないかと私は思っている。

委員長：暫時休憩する。

【休憩 １４：０７】

【再開 １４：２４】

委員長：休憩前に引き続き会議を開く。今一般質問を皆さんに見ていただいた中で、只野議員の質問が人事権への介入に当たらないかという疑義が出されて調べている。その答えが返ってきたら、そのことについて進めたいと思う。それで次に進みたいと思う。日程であるが、一般質問についてはチラシの折込によって町民にお知らせしていることであるので、日程等の割り振りを決めて、これは動かさないものということになるので、確認をしてまいりたいと思う。８名から１７項目の通告があったが、１７日月曜日に５名、１０項目。１８日火曜日に３名７項目としたいと思うがよろしいか。

（「はい」との声あり）

委員長：次に審議方法および審議日程の決定について、まず手元に配られている付議予定議件という２枚ホチキス留めしたものを見ていただきたいと思います。事務局長説明願う。

議会事務局長：条例は６件ある。１番目の議案第９号、清水町まち・ひと・しごと創生基金条例は新設条例であるので、３月１２日に総務産業常任委員会へ付託する。議案第１０号から１２号については、２４日最終日の本会議に審議する。１３号、１４号については、新年度予算と関連する条例となるので、初日１２日に予算審査特別委員会へ付託する。補正予算について、先ほど執行側から説明があったように、当初９号の予定であったが、１つ専決が入るということで１０号になる。以下特別会計、企業会計合わせて初日に審議をする。予算の関連であるが、議案第１６号一般会計から次のページ、２１号までの新年度予算については、初日に予算審査特別委員会へ付託する。その他ということで町長の所信表明を初日の冒頭に行う。先ほど執行

側から説明があった専決処分の報告についても3月12日、専決処分の承認を求めることについても初日に行う。議案第15号、定住自立圏形成協定の変更については最終日、人事案件の公平委員の選任、固定資産評価審査委員会委員の選任については最終日に行う。24号の人権擁護委員候補者の推薦についても最終日に行う。議案第25号の指定管理者の指定については、補正予算と関連があるので、初日に補正予算の審議と一括で行う。議会関係のところは、先ほど委員長の話にあったように一般質問の割り振りをしている。議会関係の議員提出議案ということで第1号、個人情報保護に関する条例の一部改正条例ということで最終日に提案する。請願が1件ある。ご覧のとおりであるが、12日、所管である総務産業常任委員会へ付託する。請願採択の場合であるが最終日に意見書案を提出する。所管事務調査の申し出、各常任委員会と議会運営委員会から申し出が最終日である。議員の派遣について、今、募集中であるけれども、市町村議会議員研修会等への派遣についてということで最終日に議決いただく。それから会期中に提出が予定されているものということで、執行側からは最終日の予定かと思うが、一般会計の補正予算、議会側としては新設条例の審査の報告と採決が最終日、予算特別委員会の審査報告と採決も最終日の予定である。

委員長：事務局から説明あった付議予定議件の審査月日、順番等についてこれでよろしいか。

（「はい」との声あり）

委員長：それではこのように進めてまいらる。次に予算審査特別委員会の進め方について確認をしたいと思う。例年の審査方法だと、原則主任職以上が説明員として出席の上、担当課から特に説明を要する事項の説明を受け、一般会計歳出歳入、特別会計の順に進めて、一般会計歳出は目ごと、一般会計における特別会計の繰出金は特別会計の際に行い、関連条例の審査は該当する歳出の最初に行っている形である。質疑は一問一答方式とし、回数の制限は設けずに連続して行い、委員会での討論は省略している。また説明員が発言の際は挙手をして委員長と呼び、該当する審査の最初の発言の際は職名を言うように執行側に依頼しているところである。審査の方法については、今述べたとおりでよろしいか。

（「はい」との声あり）

委員長：次に会期の決定であるが、3月12日水曜日から3月24日月曜日までの13日間とするということで確認をしたいと思う。ここで執行部の皆さんには退席していただくことになっているが、回答があったら伝えるということにするか。執行部の皆さんについては退席をしていただく。暫時休憩する。

【休憩 14：34】

【再開 14：38】

委員長：休憩前に引き続き会議を開く。先ほど問い合わせていたところについて事務局長から報告をお願いします。

議会事務局長：今電話で回答があったのでお話しする。結論としてはできるという結論をいただいた。道の方で調べていただいて、過去に首長が一般職の人事、後任人事について聞くこともできている、当然プライバシーに配慮するという部分はあるけれども、それもできるという事例があるそうである。例えばこの人を選任したいというときにも質疑ができるのだから、人事について聞くことはできるだろうということ。例えば後任にこの人がいいのではないかと、そういうところまで

踏み込むと人事権の侵害になるけれども、今回の場合は刷新とは何を指すのかとか、法的に問題はないのかとか、町民の声は具体的にどうなのかというその事実確認なので、道議長会の事務局の見解としてはできるという返事をいただいた。

(2) その他

委員長：事務局長から説明あったような回答が道議長会から参ったので、質問することは差し支えないということにさせていただきたいと思う。それでは改めてチラシ折り込み等について日程の割り振りをするという事で、17日月曜日は5名10項目、18日火曜日は3名7項目ということでまとめたいと思う。次回の委員会の予定等について改めて事務局長から説明をお願いする。

議会事務局長：次回の予定であるが、先日行った議会モニターの関係で、議事録が出来てきたので、それをもとにまとめ、発言、委員会での中身、検討が必要なものについては検討というように一覧にまとめているが、それを今作成中である。もうすぐまとまるので、17日の議運のときに提案して、その中でまとめをして、翌日18日には全員協議会を予定しているので、そこで全員に示してまとめという形をとりたいと思うので、17日を予定していただきたい。よっぽどのことがない限り作成は間に合うと思うので、その予定でよろしく願います。

委員長：以上で本日の議会運営委員会を終了する。

【閉会 14：42】